

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年10月11日提出
【発行者名】	パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川原 則光
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 3 番 1 号
【事務連絡者氏名】	内海崎 理久
【電話番号】	070-3084-9979
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	V T X 生涯設計プラス 6 0 / 4 0（資産成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

VTX 生涯設計プラス60 / 40（資産成長型）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：100億円を上限とします。

継続申込期間：1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2023年10月27日から2023年10月30日までとします。

継続申込期間：2023年10月31日から2024年12月17日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 03-6206-3750（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

（ ９ ）【払込期日】

当初申込期間

- ・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として日本を含む世界の株式および債券に実質的に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式・債券) 資産 配分変更型)	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式・債券）資産配分変更型））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地

域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

定量モデルを活用しながら日本を含む世界の株式および債券に株式60%、債券40%の基本資産配分で実質的に投資を行い、資産形成の「山頂をめざす運用」*を行います。

*短期的な下落を受け入れ、長期で老後資金等の将来必要となる資産額に到達するためのリターン獲得をめざすことをいいます。

山頂をめざす運用－3つのポイント

1 主要投資対象は日本を含む世界の株式および債券

- VTX 60／40バランス・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式および債券に投資します。

※マザーファンドにおける株式および債券への投資は、原則として上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて行います。

2 マザーファンドは株式60%、債券40%の基本資産配分を原則維持

- 株式60%、債券40%の基本資産配分は、リスクに配慮しつつ長期的な株価上昇による資産成長をめざす伝統的な資産配分の一つと考えられています。
- マザーファンドの組入比率は高位とすることを基本とします。

※市況動向および資金動向等により基本資産配分から乖離する場合があります。

3 独自の定量モデルを活用

- 株式では投資対象国・地域および業種等、債券では債券種別および年限等を選別し、魅力的と判断される資産に投資することで追加的収益の獲得をめざします。
- 市場環境に応じて米ドル売り円買いの為替予約取引比率を調整し、円ベースでのリスクの管理およびリスクに対するリターン効率向上をめざします。
- 市場リスクが大きく高まったと判断される場合には、マザーファンドの組入比率を大幅に引き下げます。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



※マザーファンドは原則として上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて主要投資対象に投資します。

※当ファンドはわが国の公社債等に投資する場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

- 年2回の決算時(毎年3月・9月の15日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を促すため原則として分配を抑制する方針とします。
(基準価額や市況動向等によっては、この限りではありません。)

※上記は将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

- ・ 1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

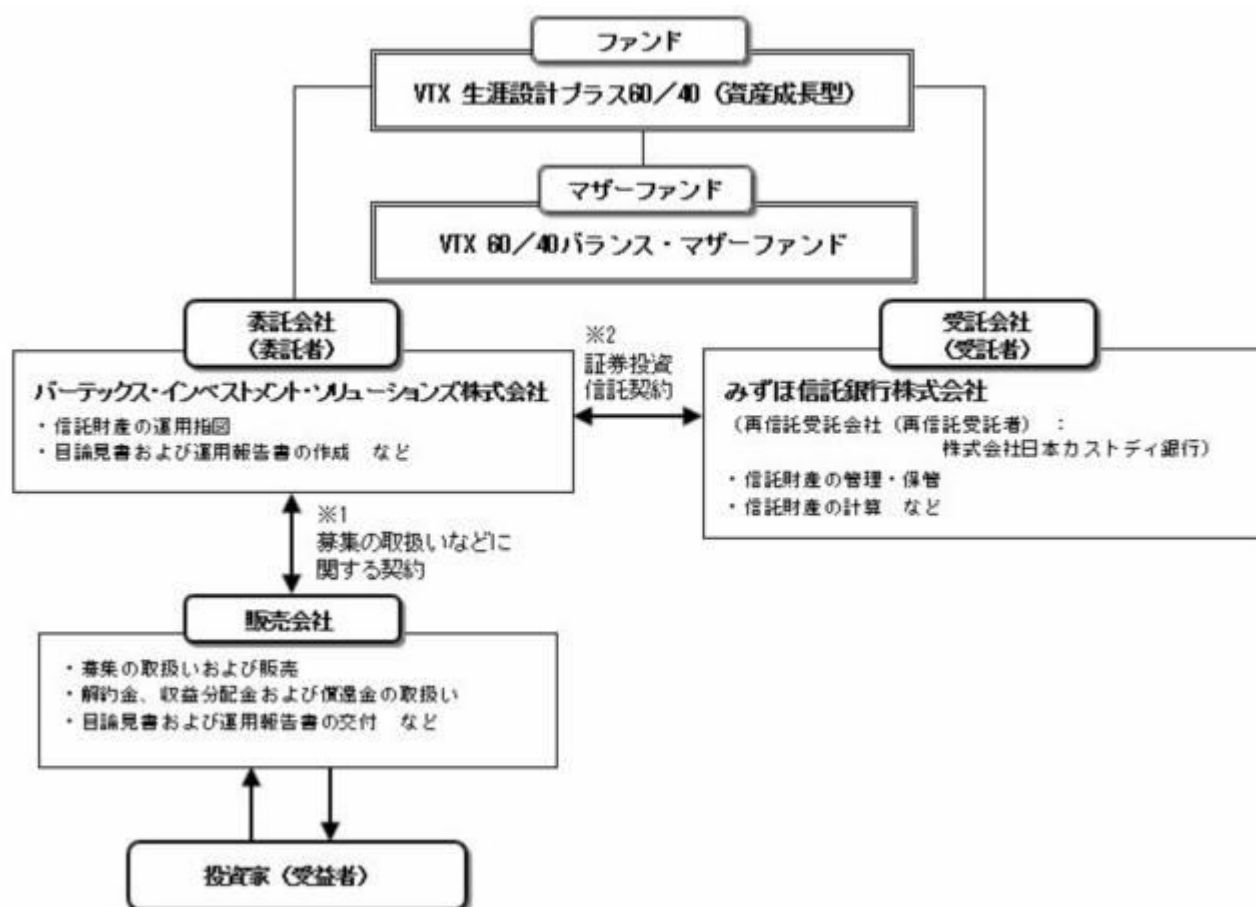
(2) 【ファンドの沿革】

2023年10月31日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2023年7月末現在）

1）資本金

1,500百万円

2）沿革

2022年 8月 1日 バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社設立

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式および債券を投資対象とする上場投資信託証券に投資を行います。

実質組入外貨建資産については、市場動向および為替予約取引のコスト等についての定量分析に基づき、その全てあるいは一部について米ドル売り円買いの為替予約取引を行い、為替変動リスクの部分的な低減を図る場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位とすることを基本とします。ただし、市場リスクが大きく高まったと定量分析から判断される場合には、マザーファンド受益証券の組入比率を大幅に引き下げます。その場合、わが国の公社債等に投資することがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

<VTX 生涯設計プラス60 / 40（資産成長型）>

VTX 60 / 40バランス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限りま。

ハ）約束手形

ニ）金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

投資の対象とする有価証券等

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とするマザーファンド受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１）株券または新株引受権証券

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６）資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９）資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10）資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

11）コマーシャル・ペーパー

12）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～12）の証券または証書の性質を有するもの

14）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15）投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16）において同じ。）で16）で定めるもの以外のもの

16）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16）において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

18) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

19) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

23) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書ならびに13)および19)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに16)の証券ならびに13)および19)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14)および15)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

<VTX 60 / 40バランス・マザーファンド>

上場投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条から第22条までに定めるものに限りま。

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

投資の対象とする有価証券等

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

- 11) コマーシャル・ペーパー
- 12) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～12)の証券または証書の性質を有するもの
- 14) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15) 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16)において同じ。）で16)で定めるもの以外のもの
- 16) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16)において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 18) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 19) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- 23) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書ならびに13)および19)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに16)の証券ならびに13)および19)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14)から15)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

投資対象とするマザーファンドの概要

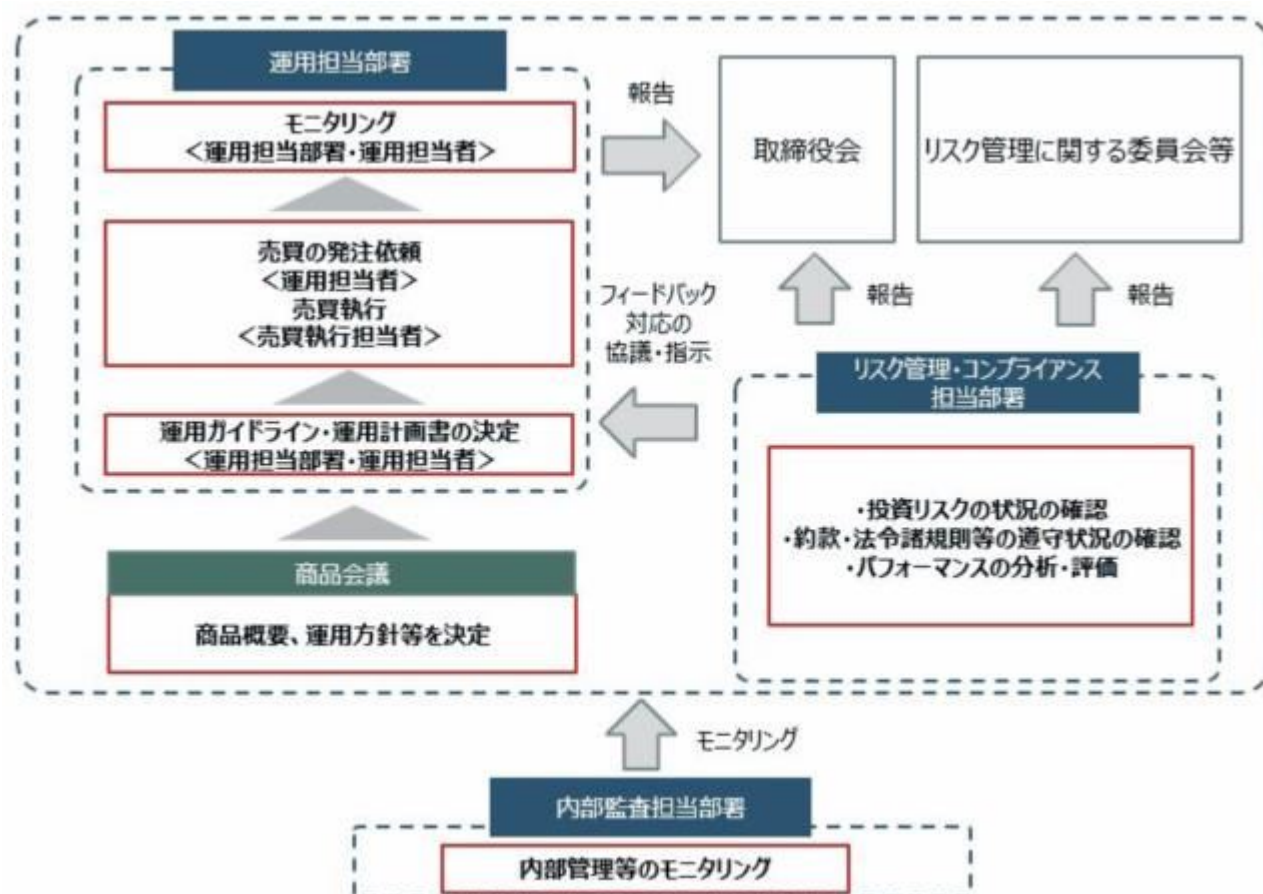
<VTX 60 / 40バランス・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	上場投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として上場投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式および債券に投資します。 株式および債券への投資比率は、株式60%、債券40%を基本資産配分とします。ただし市況動向および資金動向等により基本資産配分から乖離する場合があります。 株式への投資にあたっては、株価の趨勢に影響を与えると考えられる複数のファクター等についての定量分析に基づき、投資対象国・地域および業種等を選別します。 債券への投資にあたっては、利回り、市場局面等についての定量分析に基づき、年限および債券種別等を選別します。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



運用方針の決定

商品担当部署、運用担当部署、リスク管理・コンプライアンス担当部署等の担当取締役等で構成される商品会議にて、ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）を審議・調整し、社長にて内容を決定する。

運用ガイドライン・運用計画書の決定

ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）に基づき、各ファンドの運用担当者は運用ガイドライ

ンを作成し、運用担当部署担当取締役が決定する。各ファンドの運用担当者は、運用ガイドライン等に基づき、月次で運用計画書を作成し、運用ガイドラインおよび運用計画書等に基づき、運用を行う。運用計画書には翌1ヵ月の投資方針を記載する。なお、投資方針を変更する場合は、投資方針の変更理由を記載した変更計画書を作成する。

売買執行

各ファンドの運用担当者は銘柄の選定、組入数量（金額）等の注文内容を決定し、売買執行業務を行う者（当該ファンドの運用担当者とは別の者）へ発注を依頼する。売買執行業務を行う者は、最良執行を目指して、注文内容に応じて取引手法、発注方法等を決定し、ブローカーへ発注する。

モニタリング（第一線）

各ファンドの運用担当者は、ファンドの運用に関わる状況について、原則月次で運用担当部署の部長に対して報告を行う。運用担当部署は、各ファンドの運用担当者による運用が遵守すべき事項を逸脱している場合には、リスク管理・コンプライアンス担当部署への報告を行うと共に、速やかに対応を協議する。

モニタリング（第二線）

運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署は、運用に関するパフォーマンス評価、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施する。モニタリング結果に問題等がある場合は、運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応について協議を行う。また、運用リスク管理の状況について、四半期に一回、取締役会およびリスク管理に関する委員会等に報告する。

モニタリング（第三線）

運用担当部署から独立した内部監査担当部署が運用、リスク管理・コンプライアンス等の業務執行が適切に実施されているか等をモニタリングする。

上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1）分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

<VTX 生涯設計プラス60 / 40（資産成長型）>

約款に定める投資制限

- 1）株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%

以下とします。

- 6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- 8) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。)および為替予約取引は、投資信託に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 11) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- 12) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(約款第26条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- 13) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。
 - ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

14) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

15) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

16) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の 1. ～ 3. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

17) 公社債の借入れ

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

19) 外国為替予約取引の指図および範囲

- イ) 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

20) 資金の借入れ

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金

の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<VTX 60 / 40バランス・マザーファンド>

約款に定める投資制限

- 1）株式への投資割合には制限を設けません。
- 2）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7）外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- 8）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。）および為替予約取引は、投資信託に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9）デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- 10）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 11）投資する株式等の範囲
 - イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- 12）信用取引の指図範囲
 - イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ロ）イ）の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことがで

きるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- １．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- ２．株式分割により取得する株券
- ３．有償増資により取得する株券
- ４．売出しにより取得する株券
- ５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（約款第23条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- ６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

13) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

14) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

15) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

16) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
３．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額は超えないものとします。
ロ) イ) の１．～３．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

17) 公社債の借入れ

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二）イ）の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

19) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ）委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドの基準価額は組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます。信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

株価変動リスク

当ファンドは実質的に株式に投資します。株式の価格は国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格変動は当ファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動リスク

当ファンドは実質的に世界の国債、社債等の債券に投資します。債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。

信用リスク

実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

株式および債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリーリスク）により市場が混乱して、株式および債券の価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリーリスクとしては主に以下の点があり、これらの結果として新興国資産への実質的な投資が著しい悪影響を被る場合があります。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性

があります。

- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示にかかる制度や慣習等が異なる場合があります。

為替変動リスク

当ファンドが実質的に組み入れる外貨建資産については、適宜米ドル売り円買いの為替予約取引を行い為替変動リスクの部分的な低減を図りますが、実質的な通貨配分における各通貨と米ドルの間に発生する為替変動の影響を受けます。例えば当ファンドが実質的にユーロ建資産を保有している場合には、米ドルとユーロの間に発生する為替変動の影響を受けます。また、米ドル売り円買いの為替予約取引を行う比率は適宜調整いたしますので、実質的な通貨配分の一部または全部について対円での為替変動の影響を受ける場合があります。

なお、米ドル売り円買いの為替予約取引を行った場合、円金利が米ドル金利より低いときには、金利差相当分が為替予約取引のコストとなります。また、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替予約取引のコストとなる場合もあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市況動向、市場における取引量、取引にかかる規制または当ファンドの解約金額の規模等により、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があります。例えば市場規模が小さく取引量が少ない場合等には、市場実勢より低い価格で売却しなければならないことがあり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

上記は主なリスクであり、当ファンドのリスクがこれらに限定されるわけではありません。

<その他の留意点>

投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドからの設定解約等に対応するための売買が発生した場合、当ファンドの基準価額に当該売買の影響がおよぶ可能性があります。

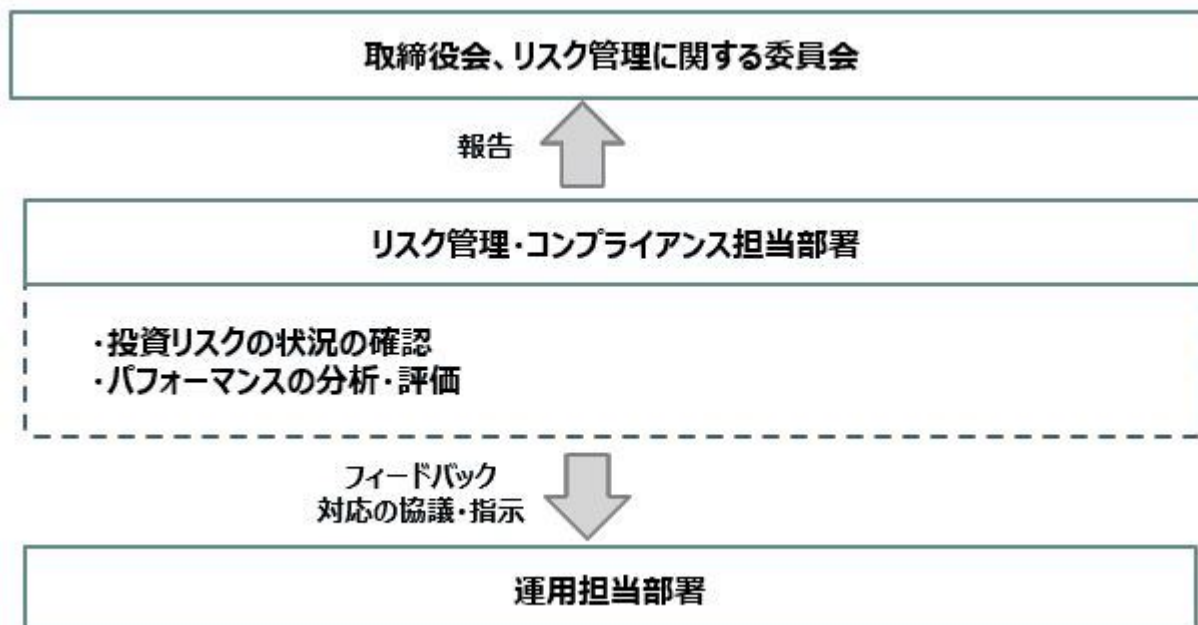
当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券の貸付行為等においては、取引相手方の倒産等による決済不履行リスクを伴ない、ファンドが損失を被る可能性があります。

（２）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



ファンドの投資リスクについては、以下の通り管理を行います。

- ・運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署が、投資リスクの状況を確認します。また、パフォーマンスについて計測・評価を行います。これらの確認結果については、運用担当部署にフィードバックすると共に、問題等あれば運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応を協議します。
- ・上記の投資リスクの状況やパフォーマンスの状況については、定期的にリスク管理に関する委員会へ報告する体制としており、お客さまや経営に重大な影響を与える場合等には緊急度に応じて速やかに取締役会、リスク管理に関する委員会へ報告する体制としています。
- ・流動性リスクに関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施すると共に、緊急時の対応策の策定・検証等を行います。リスク管理に関する委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢等について、監督を行います。

上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

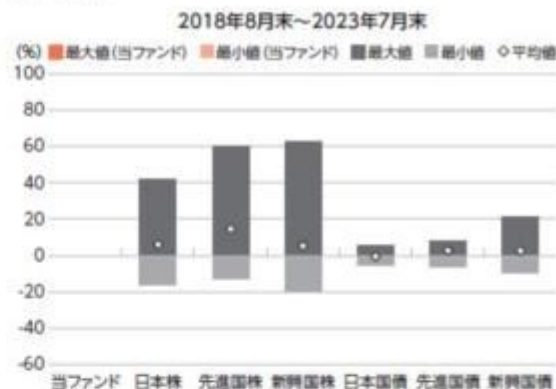
（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	—	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値	—	6.3	14.6	5.5	△ 0.5	2.8	2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPMリサーチ又は株式会社JPMリサーチの関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリーリサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリーリサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の価値指数で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。

・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当た

り1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。

- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、年率1.199％（税抜1.090％）を乗じて得た額とします。

この他にマザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券（ETF）には運用等にかかる費用がかかりますが、上場投資信託証券（ETF）への投資比率は固定されていないため、事前に料率や上限額等を表示することができません。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率/税抜）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.53％	0.53％	0.03％

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。

信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

有価証券の貸付を行った場合は品貸料がファンドの収益として計上されます。その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の49.5％（税抜45.0％）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は１：１の割合となります。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。

「その他の手数料等」については運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および投資者の皆様の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2023年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

- ・ 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 2024年1月1日以降は、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

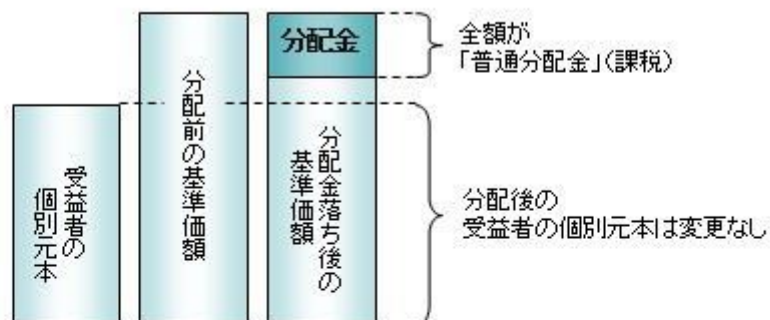
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

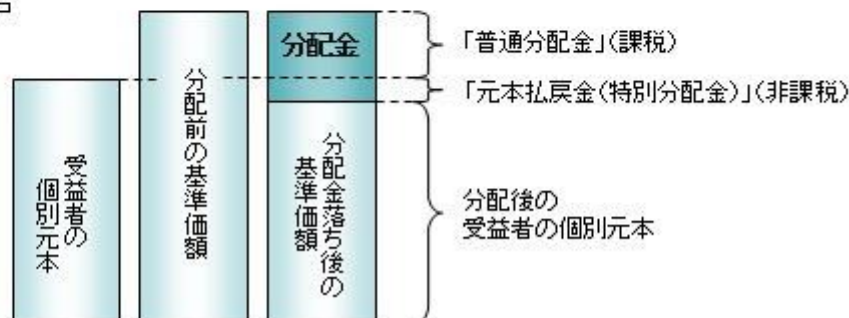
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

●基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

●分配の推移

該当事項はありません。

●主要な資産の状況

該当事項はありません。

●年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

当初申込期間

当初申込期間の最終日（2023年10月30日）の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当初申込期間の受付分とします。

継続申込期間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の半日休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の半日休業日

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等））があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の半日休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の半日休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 03-6206-3750（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことができます。
- ・解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

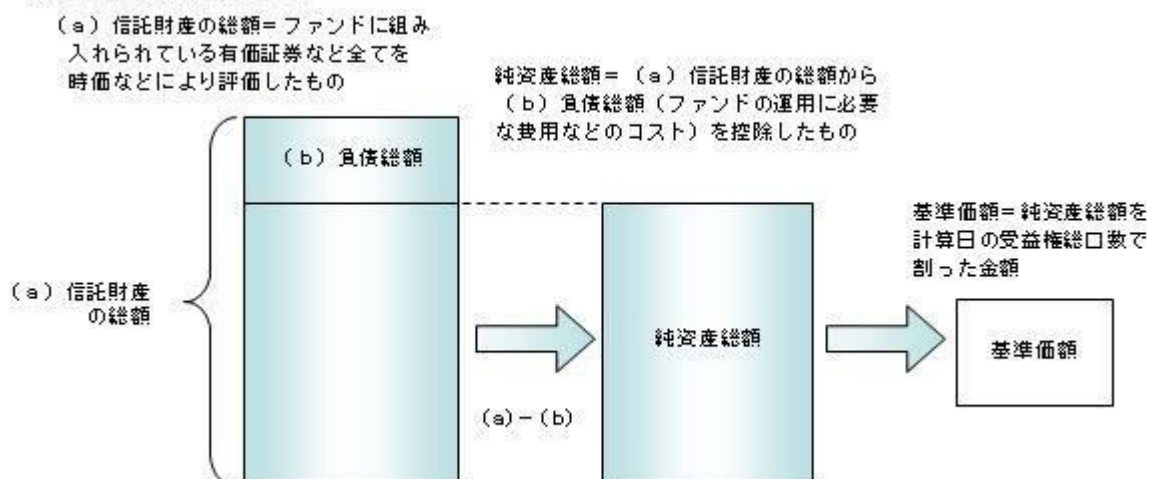
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

上場投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 03-6206-3750（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2023年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は2023年10月31日から2024年3月15日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

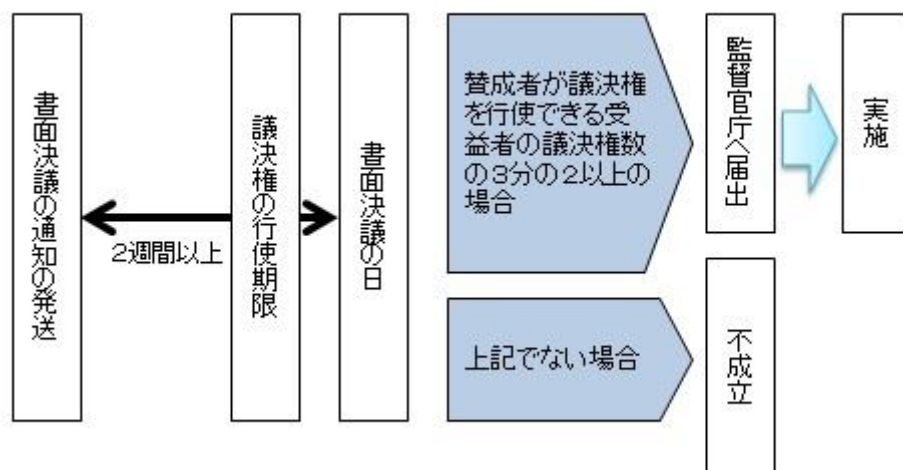
3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）ファンドの運用は、2023年10月31日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- （２）ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- （３）委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2023年7月末現在）

資本金の額	： 1,500百万円
発行可能株式総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 3,000株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

（2）会社の意思決定機関（2023年7月末現在）

取締役会

業務執行上の重要な事項は、取締役会の決議によって決定します。

取締役は株主総会の決議によって選任し、任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会の決議によって代表取締役を選任することができます。また、取締役会の決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じてその他の役付取締役を定めることができます。

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集します。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定します。

（3）運用の意思決定プロセス（2023年7月末現在）

運用方針の決定

商品担当部署、運用担当部署、リスク管理・コンプライアンス担当部署等の担当取締役等で構成される商品会議にて、ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）を審議・調整し、社長にて内容を決定する。

運用ガイドライン・運用計画の決定

ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）に基づき、各ファンドの運用担当者は運用ガイドラインを作成し、運用担当部署担当取締役が決定する。各ファンドの運用担当者は、運用ガイドライン等に基づき、月次で運用計画書を作成し、運用ガイドラインおよび運用計画書等に基づき、運用を行う。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	9	138,787
単位型株式投資信託	0	0
合計	9	138,787

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円

未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度（自2022年8月1日 至2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
当事業年度		
(2023年3月31日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,138,030
未収入金	1	149,764
未収委託者報酬		13,278
未収投資助言報酬		32,349
前払費用		7,523
未収消費税等		54,007
流動資産合計		2,394,953
固定資産		
有形固定資産		
建物		48,298
器具備品		58,511
減価償却累計額		15,415
有形固定資産合計		91,394
無形固定資産		
商標権		295
著作権		400
ソフトウェア		33,824
無形固定資産合計		34,519
投資その他の資産		
繰延税金資産		7,204
その他		396
投資その他の資産合計		7,601
固定資産合計		133,515
繰延資産		
開業費		81,054
繰延資産合計		81,054
資産合計		2,609,523

(単位：千円)		
当事業年度		
(2023年3月31日)		
負債の部		
流動負債		
未払金	1	51,824
未払法人税等		11,131
その他の流動負債		4,783
流動負債合計		67,739
負債合計		67,739
純資産の部		
株主資本		2,541,784

資本金	1,500,000
資本剰余金	
資本準備金	1,500,000
資本剰余金合計	1,500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	458,215
利益剰余金合計	458,215
株主資本合計	2,541,784
純資産合計	2,541,784
負債純資産合計	2,609,523

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日）
営業収益	
委託者報酬	12,071
投資助言報酬	29,408
営業収益計	41,479
営業費用	
広告宣伝費	14,520
調査費	260,223
情報機器関連費	254,925
委託費	4,333
その他調査費	964
営業雑経費	41,263
通信費	34,306
印刷費	477
協会費	6,230
諸会費	248
営業費用計	316,007
一般管理費	
給料	229,428
役員報酬	72,730
給料・手当	155,179
法定福利費	1,450
その他の福利厚生費	67
交際費	7
旅費交通費	59
租税公課	12,250
不動産賃借料	30,350
固定資産減価償却費	16,571
諸経費	34,274
一般管理費計	322,941
営業損失	597,469
営業外収益	
受取利息	13
雑益	0
営業外収益計	13

営業外費用	
繰延資産償却費	17,096
営業外費用計	17,096
経常損失	614,551
税引前当期純損失	614,551
法人税、住民税及び事業税	149,131
法人税等調整額	7,204
法人税等合計	156,335
当期純損失	458,215

(3) 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
新株の発行	1,500,000	1,500,000	1,500,000			3,000,000	3,000,000
当期純損失()				458,215	458,215	458,215	458,215
当期変動額合計	1,500,000	1,500,000	1,500,000	458,215	458,215	2,541,784	2,541,784
当期末残高	1,500,000	1,500,000	1,500,000	458,215	458,215	2,541,784	2,541,784

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（建物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 - 18年

器具備品 3 - 15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

支出時に費用として処理しております。

(2) 開業費

開業から5年にわたり均等償却しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスを行っており、委託者報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提のもと、投資信託の信託約款に基づき、投資信託の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資顧問契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

当事業年度 (2023年3月31日)		
流動資産		
未収入金	149,764	千円
流動負債		
未払金	3,173	千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日)		
一般管理費		
諸経費	2,916	千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	3,000	-	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則と

する方針であり、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、投資助言先毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。

営業債務である未払金（未払手数料）は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	34,881 千円
未払事業税	3,215 千円
未払事業所税	345 千円
税務上の繰延資産	5,385 千円
繰延税金資産小計	43,827 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	34,881 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,741 千円
評価性引当額小計	36,622 千円
繰延税金資産合計	7,204 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（ ）	-	-	-	-	-	34,881	34,881
評価性引当額	-	-	-	-	-	34,881	34,881
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度（2023年3月31日）

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、第一生命ホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グルー

「普通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

〔注記事項〕（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「〔注記事項〕（重要な会計方針）3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	合計
外部顧客への営業収益	12,071	29,408	41,479

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

営業収益全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
第一生命保険株式会社	29,408

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外としております。そのため、営業収益の金額は、投資助言報酬のみ表示しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	第一生命 ホール ディングス株式会 社	東京都 千代田区	344,074	保険業	(被所有) 直接 100.0%	持株 会社	新株の引受	3,000,000	資本金	1,500,000
									資本 準備金	1,500,000
							グループ 通算制度 に係る 精算(受取) 予定額	149,764	未収入金	149,764
							経営管理料 の支払	2,885	未払金	3,173
							商標使用料 の支払	31	-	-

(2) 兄弟会社等

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	第一生命 保険 株式会社	東京都 千代田区	60,000	保険業	なし	投資顧 問契約 の締結	投資助言 サービスの 供与	29,408	未収投資 助言報酬	32,349
						従業員 の出向 受入	出向負担金	197,400	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)取引金額及び取引条件は、市場実態を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

第一生命ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日)
1株当たり純資産額	847,261円34銭

1株当たり当期純損失	152,738円65銭
------------	-------------

(注) (1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目		当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日)
当期純損失	千円	458,215
普通株主に帰属しない金額	千円	-
普通株式に係る当期純損失	千円	458,215
普通株式の期中平均株式数	株	3,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
-------------	------------	---

< 再信託受託会社の概要 >

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 （2023年3月末現在）	事業の内容
第一生命保険株式会社	60,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

当初元本額についての記載。

基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。

所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤原 初美

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2022年8月1日から2023年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す

ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。